

5. 居宅介護支援費、介護予防支援費について

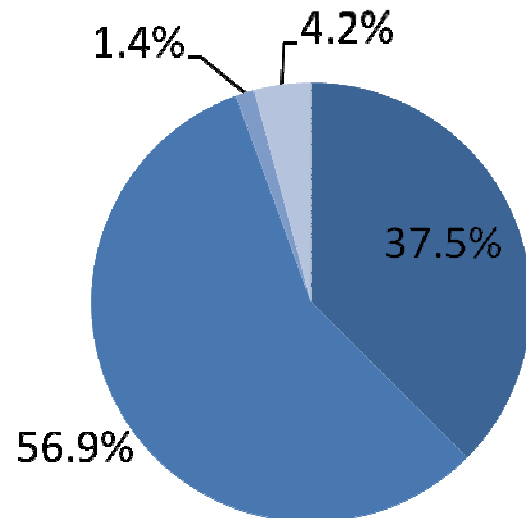
平成18年度改正において、居宅介護支援費は、要介護1～2及び要介護3～5の2つに区分され、それぞれ1件あたり月1,000単位、月1,300単位に引き上げられました。一方、介護予防支援費は、給付管理業務の簡素化に伴い1件あたり月400単位となっています。また、初回時のケアマネジメント業務を評価するため、初回加算250単位が新設されました。以下のことについてどのように考えますか。

(1)居宅介護支援の介護報酬の目的達成状況について

前回の報酬改定の目的は、「利用者と向き合う時間の増加」「サービス担当者会議の定期的な開催」「主治医との連携強化」などを図り、質の高いケアマネジメントの実施を目指すというものでしたが、この目的は達成されていますか。（1つだけ選択）

①利用者に向き合う時間について

- ア. 報酬改定前と比べて時間は増えた。
- イ. 報酬改定前と比べてあまり変わっていない。
- ウ. 報酬改定前と比べて時間は減った。
- エ. その他



回答結果

回答総数：72市

（無回答が2市。グラフは、72市で計算。）

各選択肢の回答数と回答比率

ア：27市 ⇒ 37.5%

ウ：1市 ⇒ 1.4%

イ：41市 ⇒ 56.9%

エ：3市 ⇒ 4.2%